

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成20年12月16日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 丸高商事株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 SUPER CENTER MITAKE（スーパーセンターみたけ） 盛岡市みたけ二丁目12番8号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成20年12月5日

2 届出年月日 平成20年12月1日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所